

○内閣府、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省 令第 号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

法務大臣 山下 貴司

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年^{内閣府、総務省、法務省、}文部科学省、厚生労働省、農林水産省、^{経済産業省、国土交通省、環境省、}令第一号）の一

部を次のように改正する。

第九十七条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第一号から別紙様式第三号までの様式中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキハニシテ~~」に改める。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。